

むげんきょうそう
夢現共創

発行責任者 榎津博士
後援会連合会 会長 鈴木 茂
鈴木 茂

はじめに

現在、米価の下落などで農家を取り巻く環境は一層厳しさが増すとともに、経営所得安定対策等大綱において、品目横断的経営安定対策など一連の政策改革で示された新たな制度への取り組みなどにより、農業は大きな転換期を迎えております。また、林業では、今年度から導入された「やまがた緑環境税」を活用した荒廃森林整備事業などの取り組みなどが始められております。

やまがた緑環境税とは?

本年度から実施された「やまがた緑環境税」、その制定の目的、経緯、仕組みなどは「どうなっているのか?」という声が多く聞かれます。それらについて記述させていただきます。

山形県には、県土の七十二%を占める約六十七万の森林があり、私たちの生活に欠かせない水や空気を保つ上で、重要な役割を果たしています。また、洪水や土砂災害を未然に防ぐなどの機能があり、安全安心な生活環境を守っています。

しかし、近年その森林が管理されずに放棄され荒廃が進み、県民生活への悪影響が懸念されています。こうした危機的状況を回避するため、県では、森林を県民の共有財産として位置づけ、森林の恩恵を享受している県民全体で森林を支える仕組みづくりを平成十五年から進めてきました。平成十八年十一月定例会において「やまがた緑環境税条例」が可決され、今年度から「県民みなで支える新たな森づくり」が推進されることになりました。

《「やまがた緑環境税」はどんな分類の税?》

この税は「法定税目の超過課税」で、私たちが通常納めている個人県民税、法人県民税の均等割に上乗せして課税されることとなります。

新たな税を設ける場合、地方税法の規定を踏まえると3つの方法があり、それぞれ次のような特徴があります。

①法定外普通税

(地方税法に定められていない税目を、条例を定めて設ける税。使途は特定されない)

- ・ 全国の導入状況
- 核燃料税・・・福井県など13県
- 石油価格調整税・・・沖縄県
- 臨時特例企業税・・・神奈川県

②法定外目的税

(特定の費用に充てる目的で、地方税法に定められていない税目を、条例を定めて設ける税)

- ・ 全国の導入状況
- 産業廃棄物税・・・山形県など26道府県
- 宿泊税・・・東京都
- 乗鞍環境保全税・・・岐阜県

③法定税目の超過課税

(地方税法の標準税率を超え、制限税率がある場合はその範囲で、条例の定めにより課税するもの)

- ・ 全国の導入状況 (森林環境税を除く)
- 法人県民税 (法人割税)
- ・ 静岡県を除く46都道府県
- 法人事業税・・・東京都など7都府県

●法定外目的税は、平成十二年四月一日施行の地方分権一括法による地方税法改正で創設されたものです。

山形県が平成十八年十月一日から導入している「産業廃棄物税」はこの改正で創設されました。わたしは、緑環境税は使途目的が決まっているので、超過課税というより法定外目的税と言った方がいいと思っています。しかし、目的税と違い既存の徴収システムが活用でき、導入コスト・賦課徴収コストが低いことから、超過課税方式を採用することが適当であると判断されました。

《「やまがた緑環境税」のしくみ》

☆課税対象は、県民税均等割を納める個人・法人となります。

●個人：一月一日現在で県内に住所等を有する人

○生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

○障害者・未成年者・寡婦等で前年の合計所得金額が百二十五万円以下の人

○前年の合計所得金額が市町村が定める金額以下の人

☆税率：年間1,000円

●法人：県内に事務所等を有する法人

☆税率：法人県民税均等割の10%相当額

「やまがた緑環境税」はこのようなくみになっており、税収規模は年間約六億三千九百万円(平成十九年度は五億四千四百万円)を見込んでおり、税収の使い道を明確にするため基金を設置して運用されます。また、創設して五年を目途に、制度の点検・見直しを実施することになっております。

《「やまがた緑環境税」を活用した森林整備の基本的な考え方について》

県内の民有林のうち、管理放棄により、公益的機能が著しく低下している森林は、約十三万二千杉(内訳：人工林三万九千杉、天然林九万三千杉)あります。このうち、山地災害の危険性が高い森林や水源地域など、保全上特に重要な森林は、人工林七千八百杉と天然林三千八百杉の計一万六千杉程度とされています。このような荒廃森林の公益的機能の維持向上をねらいとして、次の三つのタイプに分けて整備をします。なお、整備にあたっては、二十年間の皆伐や転用の禁止の義務及びこれに違反した場合の経費返還等を盛り込んだ協定を事前に締結してから実施されます。

①人工林を針広混交林へ誘導

人工林としての維持が困難な森林において、不良木の伐採により混交林化を促進し、公益的機能が森林に誘導する。

②一斉人工林を多様な樹齢からなる長期育成林へ誘導

不良木の伐採や抜き切りを行うとともに、森林組合等で一元的に管理することにより、長期公益的機能が維持される森林を造成していく。

③病虫害等により荒廃した天然林(里山林)の再生

不良木・枯損木を伐採整理するほか、必要に応じて、植栽や簡易策の設置などを行い、多様な種・樹齢で構成される里山林に復元していく。

農林水産常任委員会(県内視察)

八月二十七日(二十九日)に村山・置賜地区、十月十日(十二日)に最上・庄内地区の視察を行ってきました。県議会では、各常任委員会で年間二回の県内視察を実施しており、県内の地域四ブロックを二つに分けて二回実施しました。

先ほども述べたように、農業は大きな転換期を迎えている中で、県内の農林業の現況を視察させていただきました。率直な感想は厳しい状況下にあっても懸命に努力され、新たな分野へチャレンジされている方が多く大変心強く思いました。また、林業では、今年度から導入された緑環境税を活用した荒廃森林整備事業などの取り組みなどの状況を視察させていただきました。

☆荒廃森林整備事業予定地(南陽市小滝)

この小滝地域での事業は人工林を針広混交林へ誘導するタイプです。人工林としての維持が困難な森林において、不良木の伐採等により混交林化を促進し、公益的機能が森林へ誘導するものです。視察地は雪の重みで倒れた杉がたくさんあり、そのまま手つかずになっており、かなり荒廃しています。今後は業者を入札により決定後、倒木の処理などを行い元気な樹木の成長を促進していくとのことでした。



(倒木や不良木がたくさんあり荒廃している)